

## 乳児健康診査費用の助成について

船橋市と契約をしない医療機関で、乳児一般健康診査受診票を利用できずに乳児健康診査費用を支払った場合は、市に申請することで助成を受けることができます。

⇒以下、この方法を「償還払い」の手続きとといいます。

乳児健康診査を受診した日に、船橋市に住民登録がある乳児が対象です。

また、船橋市の受診票を交付された日からの受診に限ります。

### 【申請について】

- ・医療機関の窓口で乳児健康診査の費用をお支払いください。
- ・申請の有効期限は乳児健診の受診後、2年以内（※受診日の2年後まで）です。
- ・必要書類を持参のうえ、早めにご申請ください。  
(※ただし、市外に転出予定の方は、転出前に申請をしてください。)
- ・書類審査後に「助成金支給決定通知書」を送付します。申請日から原則として60日以内に申請者の口座に助成金額を振り込みます。

### 【必要書類】

#### 1. 母子健康手帳

母子健康手帳の該当健康診査のページに健診内容が記載してあること

#### 2. 領収書・診療明細書

お子様の名前、診療年月日、医療機関名、乳児健診であることが記載されていること

#### 3. 未使用の乳児一般健康診査受診票（母子健康手帳 別冊）

#### 4. 通帳・キャッシュカード

保護者名義で、銀行名、店名、口座番号がわかるもの

#### 5. 印鑑（認印で可、シャチハタ不可）

### 【申請場所】

- ・各保健センター、船橋駅前総合窓口センター（フェイスビル5階）⑩番母子保健窓口でも受け付けますが、書類審査は地域保健課で行います。

※助成金額は上限があるため、全額助成ではなく、自己負担が生じる場合があります。

保険診療は助成の対象外です。

※助成金額は、健診を受けた年度により異なります。

<問い合わせ先>

船橋市 地域保健課

妊婦・乳児一般健康診査担当

TEL 047-409-3274